

YouTube「【公式】豊島区保育課チャンネル」運用要綱

令和5年9月14日

子ども家庭部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、YouTube「【公式】豊島区保育課チャンネル」(以下「本チャンネル」という)を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 本チャンネルの運営主体は豊島区保育課とし、運用管理者は子ども家庭部保育課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。

2 アカウント名は、「【公式】豊島区保育課チャンネル」とする。

(運営主体の明示)

第3条 第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体として本チャンネル名を区公式ホームページに明示する。

(配信内容)

第4条 本チャンネルにより区民等に発信する情報は次の各号のとおりとする。

- (1) 保育課のイベント情報や施策、事業等の区政情報に関する視聴者を限定しない動画
- (2) その他、保育課長、保育支援担当課長及び保育政策担当課長が適当と認める動画

(制限事項)

第5条 本チャンネルは配信のみを行い、配信した動画に対するコメントは許可しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めがない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。